

令和7年度第11回智頭町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年2月10日(火) 午後2時00分

2. 開催場所 智頭町総合センター2階 情報交流室

3. 出席委員(14人)

会長	1番	前川 義 憲			
会長職務代理	14番	小宮山 晃 次			
委員	2番	春 摘 要	3番	宮 内 敬 介	
	4番	竹 下 るみ子	5番	林 悦 子	
	6番	草 刈 満 男	7番	青 木 正 篤	
	8番	古 谷 葉 子	9番	浮 田 益 実	
	10番	葉 狩 健 一	11番	池 本 英 夫	
	12番	細 山 周 一	13番	長 石 憲 太郎	

4. 欠席委員(なし)

5. 農業委員会等に関する法律第29条による出席者(4人)

農地利用最適化推進委員

15番	西 沖 和 己	16番	谷 口 真 一
17番	国 石 宣 広	18番	植 木 義 博

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の決定

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 非農地等現況証明願の決定について

議案第3号 利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について

議案第4号 農用地利用集積等促進計画(案)の意見決定について

7. 農業委員会事務局職員(2人)

事務局長 山中 章 弘 書記 安道 千 景

8. 会議の概要

開 会	(開 会 午後2時03分)
事務局長	ただ今から、令和7年度第11回智頭町農業委員会総会を開会いたします。 本日は、14名の委員に対し13名の出席ですので、総会は成立しております。 それでは、開会にあたりまして、前川会長にご挨拶をお願いいたします。
会 長	(開会挨拶)
事務局長	ありがとうございました。 それでは引き続き、智頭町農業委員会会議規則第4条の規定により、前川会長に 議事進行をお願いします。
議長(会長)	それでは、本日の議事に入ります。 日程第1「議事録署名委員の決定について」を議題とします。 智頭町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議 長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議長(会長)	異議なしということですので、それでは、11番 池本英夫委員、12番 細山 周一委員をお願いいたします。 次に、日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を 議題とします。 農地法第3条の規定により、下記農地申請があったので審議を求めるものです。 まず番号1についてですが、4番 林悦子委員に現地の事前調査をお願いしてお ります。林委員より所用にて本会の出席が遅れるということですので、審議の順番 を変更し、林委員の出席を待って審議することにご異議ありませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議長(会長)	異議なしということですので、番号1は林委員の出席を待って審議することにし ます。 それでは、番号2について事務局に説明を求めます。
事務局長	それでは、議案書の1ページをご覧ください。番号2です。 先ず、訂正を一つお願いします。備考欄に小宮山職務代理と入っていますが、春 摘委員に調査をお願いしております。 それでは、番号2です。権利種別は無償移転です。 農地の所在が大字西野地内、地目は田、面積は476㎡。 譲渡人は大字〇〇の〇〇〇〇さん。譲受人は大字〇〇の〇〇〇〇さん。 申請事由としましては、〇〇〇〇さんの経営廃止、〇〇〇〇さんの経営規模拡大 となっております。

	<p>場所ですが、別冊の申請位置図の8ページをご覧ください。 ○○○○橋手前の、○○○○線のちょうど右手横すぐの農地になります。 9ページにその公図。10ページが現況写真となっております。 以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。 ただいまの説明に関連して、2番 春摘要委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。</p>
2 番	<p>番号2ですけども、調査結果を報告します。 1月31日に譲受人の○○○○さんと確認を行いました。 譲渡人の○○○○さん、彼は長男、○○さんは三男です。 昭和の頃、圃場整備があったんですけども、長男名義で登記をしておいたところ です。 この圃場の稲作の管理は、○○さんが日常的に行っております。○○にお住まい の○○さんは、今後の耕作意思もなくって、三人のお子さんがいるんですけども、 同様に耕作意思がこの田んぼにはないということでした。 この度、○○さんの方から、ご自身が高齢となる中でこの圃場の登記の整理を申 し出られたということで、今回○○さんの方が兄弟間での無償移転の手続きを取ら れたということです。 この件を踏まえまして、農地法第3条の審査基準に基づいて調査しましたところ、 申請どおりで問題ないことを報告します。 以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。これより、質疑に入ります。 ただいまの事務局、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手を願 います。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第1号 番号2について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第1号 番号2は原案のとおり決定いたしました。 次に、日程第2 議案第2号「非農地等現況証明願の決定について」を議題とし ます。 非農地等現況証明願を下記のとおり受理したので決議を求めるものです。 それでは、番号1について事務局に説明を求めます。</p>
事務局長	<p>それでは議案書の2ページをごらんください。番号1です。</p>

	<p>この度の非農地証明願の対象農地は、令和6年の6月と令和7年4月の総会において、地籍調査に伴う農地の地目認定について、もう既に農地以外の土地と認定議決済になっておりますが、現在のところ未だ地籍調査課がまとめて法務局での地目変更がなされていないというところで、所有者の方から、自己都合で早急に地目を変更したいと相談がありました。</p> <p>今回の案件では、所有者の都合によるということと、既に農地以外の土地と議決承認済みであるということで、非農地通知ではなくて非農地証明での対応が妥当である、ということで非農地証明での対応をさせていただきます。</p> <p>農地の所在ですが、大字大呂地内、地目は畑、現況は山林、面積 5.74 m²と、大字大呂地内、地目は畑、現況は山林、面積 238 m²の二筆。</p> <p>所有者は大字〇〇の〇〇〇〇さんです。</p> <p>以上です。</p>
議長（会長）	<p>説明が終わりました。これより質疑に入ります。</p> <p>ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手を願います。</p>
10番	<p>これは別に資料が付いてないのは、既に委員会で認定してるんで何も付けてないと。</p>
事務局長	<p>そうです。本来、もう議決が終わっていますので、非農地、山林になっているはずなんですけども、個人の都合でということで、行政のサービスにあたる証明の方で、再度証明してあげますということです。</p>
10番	<p>結局、地籍調査では法務局の変更手続きにだいぶ時間が掛かると。</p>
事務局長	<p>掛かりますね。そのエリア全体の調査をして、閲覧をしたりとか、諸々の手続きをしてですから、僕も正確に把握はしてないですが、1年とかのタイムラグは起こってくるだろうと思います。</p>
11番	<p>大呂もこの前すごかった。それで閲覧して、もう一回国の検査がある。それで3、4年ぐらい掛かる。私たちのところが今閲覧しているから。それから国がするらしいから。それからみたいなので、土師もとてもじゃないが10年掛かる。</p> <p>何か事情があるのでしょうかね。</p>
事務局長	<p>隣の土地の方がもう既に相続されてる方の名義に変わっていて、実際合筆したような大きな土地で、小っちゃい土地だけが残っており、合筆して登記したいので、そうすると名義を換えたりということが発生するようです。</p>
議長（会長）	<p>他にありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（質問、意見なし）</p>

議長（会長）	<p>それでは採決します。 議案第2号 番号1について、原案のとおり決定することに致します。</p> <p style="text-align: center;">（4番 林悦子委員 入席 午後2時14分）</p>
議長（会長）	<p>林委員が出席されましたので、先ほど審議を飛ばしました、日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の番号1を議題とします。 それでは、番号1について事務局に説明を求めます。</p>
事務局長	<p>それでは、議案書の1ページをごらんください。番号1です。 権利種別は無償移転です。 農地の所在が大字宇波地内、地目は畑。同じく〇〇、〇〇、〇〇、地目はいずれも田、面積は4筆で1,063㎡となります。 譲渡人は〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。譲受人は大字〇〇の〇〇〇〇さん。 申請事由としましては、〇〇〇〇さんの経営規模縮小、〇〇〇〇さんの経営規模拡大となっております。 場所についてですが、別冊の申請位置図の1ページをご覧ください。 町道〇〇線の〇〇〇〇橋を渡って町道〇〇線に入って、その奥の〇〇〇〇橋を渡った先の農地になります。 2ページ、3ページにその公図。4ページから7ページが現況写真となっております。 以上です。</p>
議長（会長）	<p>説明が終わりました。 ただいまの説明に関連して、5番 林悦子委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。</p>
5 番	<p>はい、遅れて大変申し訳ありませんでした。 現在は、場所を見に行くのも雪の中でしたので、電話対応で〇〇〇〇さんとお話しさせていただきました。それで、タブレットでも確認しましたが、地図のとおりで〇〇番は〇〇〇〇さんが管理されておりますし、それも何年も前からです。〇〇から田と畑になっておるところの両隣も〇〇〇〇さんの土地で、草刈りも全部、管理は〇〇〇〇さんがずっと長年されておるところですので、これからもするというで話し合いをさせていただきました。 現地としては雪で見えないので、電話だけの確認です。 以上です。</p>
議長（会長）	<p>説明が終わりました。これより、質疑に入ります。 ただいまの事務局、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手を願います。</p>
13番	<p>これは全部田んぼですか。</p>

5 番	<p>大きいところは田ですが、小さいところは何もされず草刈りだけ。これも〇〇さんがずっと面倒みとられます。そこのところだけずっとフェンスで囲われとるので、入るのも入り辛いし、それで自分で管理されとります。</p>
13番	<p>何も作る予定はない。</p>
5 番	<p>作れるような状態でないところは、細いところ。</p>
議長 (会長)	<p>よろしいですか。 その他ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
議長 (会長)	<p>発言がないようですので。採決いたします。 議案第1号 番号1について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長 (会長)	<p>全員賛成ですので、議案第1号 番号2は原案のとおり決定いたしました。 それでは、元に戻ります。 日程第2 議案第3号「利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について」を議題とします。 非農地通知の発出について決議を求めるものです。 それでは、事務局に説明を求めます。</p>
事務局長	<p>それでは、議案書の3ページをごらんください。番号1です。 農地の所在が大字智頭地内。地目は田。面積は31.7㎡です。 所有者は大字〇〇の〇〇〇〇さんです。 別冊の申請位置図の11ページをごらんください。一番最後のページです。 この農地は〇〇の、〇〇〇〇の少し先の〇〇〇〇、〇〇〇〇ですね、その出入口として、一部この下側約半分の青い部分ですね、ここが農地台帳上簡易分筆されて、平成15年に5条転用されています。で、法務局にある公図は一筆のままになっています。 ですから、農地台帳上簡易的に分筆されて、その部分が転用されて舗装になっているということです。 このことによって、農地台帳システムでは農地パトロールの対象農地には上がってきてなくて、農地パトロールは今されていないという農地です。 議案書では調査者に古谷委員の名前が出てますが、これはこの農地が古谷委員の担当エリアの農地というだけで、古谷委員が調査をしたという意味ではないです。農地台帳上のシステム上、このように記載されます。 この度、〇〇〇〇を〇〇〇〇さんが事務所として購入されて、本農地も事務所の</p>

	<p>出入り口として購入の話が進んでいるという事です。</p> <p>所有者の〇〇さんから、農業が出来るような土地でもないし、今後もこの土地で畑をすとか、農業をすとか考えられないし、〇〇〇〇も考えられないと。〇〇〇〇も出入りが多いので、ここも舗装して出入り口にしたいということで、非農地にして欲しい旨の相談がありました。</p> <p>現地の状況等も確認しましたが、現況は宅地と判断する事が妥当と思われて、非農地判断が妥当であると判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長（会長）	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手を願います。</p>
3 番 事務局長	<p>分筆されずに、法務局での登記はそのままになっているということですか。</p> <p>法務局の登記は〇〇という青線で囲った部分。このハイフン b というのはそのうちの赤で囲った部分で今回の申請部分。残りの舗装されている部分がハイフン a で転用されている部分になります。</p> <p>いま思えば、何故全体を転用しなかったのかなど。本来なら一筆で転用しておくべきだったのではと思いますけども、農地台帳上、簡易分筆でこういうやりかたしたのは、あります。</p> <p>例えば一反の内の半分を何か建物を建てるから簡易分筆をする。実際は分筆登記をされるのがいいんですけど、経費であるとか色々問題があるのか知らないですけども、農地台帳上は簡易的に分筆して、実際法務局で分筆されていないという状況は起こりうることです。</p>
10 番 事務局長	<p>あくまで利用状況調査が前提である、非農地証明願だと。</p> <p>非農地証明願ではないです。これは、こちらで判断して。本来であれば、非農地というのは非農地通知というのが大前提で、非農地証明はサービスのやるということですので、非農地通知が出せる農地であれば、非農地通知を出していくというのが、通常の業務になろうかと思えます。</p>
10 番 事務局長	<p>では、令和5年度の利用状況調査でってことではない。</p> <p>ではないです。平成15年5月には農地転用されてるので、調査対象から外れているけど、令和5年8月には農地パトロールを実施しているので、その日付が残っているというだけです。</p>
3 番	<p>いずれにしても、その場合の法務局の登記はこのまんまになっているんですよ。</p>

事務局長	いまの現状はこのとおりです。
3 番	農業委員会の判断で農地ではないですよというのはいいんですが、買う方としては、結局田のままに残っているということではないんですか。自分でも言ってることがよくわかんないですが。
事務局長	これ非農地通知をすると、〇〇〇〇さんはその非農地通知を持って法務局に行つて、この農地を宅地に変えます。それで、転用されてる a という部分も、変えられないとすれば、宅地に変えます。
3 番	了解です、分かりました。
1 番	赤い部分は未だ舗装にはなっていない。
事務局長	校庭みたいですよ。道路敷きかな、という感じで残ってます。
議長 (会長)	他にありませんか。
	(質問、意見なし)
議長 (会長)	発言がないようですので、採決いたします。 議案第3号 番号1について、「非農地」とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長 (会長)	全員賛成ですので、議案第3号 番号1は非農地と判断することに決定いたしました。 次に、日程第2 議案第4号「農用地利用集積等促進計画 (案) の意見決定について」を議題とします。 智頭町長より農用地利用集積等促進計画 (案) の意見決定についての提出があったので、意見を求めるものです。 それでは、事務局に説明を求めます。
事務局長	それでは、議案書の4ページをご覧ください。 1月20日付けで智頭町長から農用地利用集積等促進計画 (案) の意見決定を求められたものです。 利用権設定面積ですが、全て田で12,433㎡です。 利用権を設定する者が5名、受ける者が3名となっております。 期間につきましては3年から5年未満が9,242㎡、5年から10年未満が3,191㎡となっております。 それでは5ページで詳細について説明いたします。

	(議案書に基づいて、農用地利用集積等促進計画の内容を説明) 以上です。
議長 (会長)	説明が終わりました。 それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手を願います。
1 1 番	7 番ですが大字が違うのではないですか。
事務局長	確認して、訂正しておきます。
議長 (会長)	その他ありませんか。
1 3 番	1 番から 7 番、〇〇から〇〇に上がってするんですか、すごいな。機械を持っているのか。
1 1 番	コンバインもないし、トラクターもない。
議長 (会長)	どうされるのか、そうしたら。
1 1 番	する人がいる。そこら辺で一町某する人がいて、その人の中のグループみたいなもんに入り込んで、してもらおうという格好ですね。それで、アンコウしながらやっていくと。
1 3 番	〇〇さんというのは、アンコウする人ですか。
1 1 番	ですので、これから練習せんといけんから。いま 3 0 代。
9 番	花や野菜と作とられる。
1 3 番	機械を借りて〇〇さんがすると。
1 1 番	そうそう。
議長 (会長)	その他ありませんか。
	(質問、意見なし)
議長 (会長)	よろしいですか。 それでは採決します。 議案第 4 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

<p>議長（会長）</p> <p>閉会</p>	<p style="text-align: center;">（全員挙手）</p> <p>全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定することに致しました。 それでは以上をもちまして、本日の議題は全て終了しました。智頭町農業委員会 第11回総会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: center;">（閉会 午後2時40分）</p>
-------------------------	--

農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名捺印する。

令和8年2月10日

智頭町農業委員会議長 前川 義 憲

智頭町農業委員会委員 池 本 英 夫

智頭町農業委員会委員 細 山 周 一